

副本

平成29年(ワ)第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件

原告 外123名

被告 仙台パワーステーション株式会社

準備書面(2)

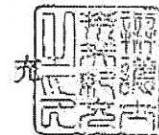
平成30年7月11日

仙台地方裁判所第2民事部合2係 御中

被告訴訟代理人

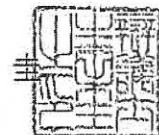
弁護士

荒井紀



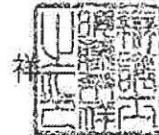
同

本田



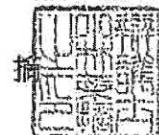
同

須藤希



同

小林菜



本準備書面において、被告は、平成30年5月23日に行われた第3回口頭弁論期日において、裁判所から以下のとおり主張・立証の検討を求められたことを踏まえ、現時点で必要と認め、かつ可能な範囲で、主張・立証を補充する。なお、略語の使用は、特に断らない限り、従前の書面の例による。

「被告は、仙台P.Sの運転により排出される有害物質の排出量につき、証拠が被告に偏在しているという状況に鑑み、上記排出量を具体的に明らかにするほか、当該排出量が環境基準又は排出基準その他の行政法規の規制に反するものではなく、上記有害物質の排出が原告らの生命、身体を害するものではないことにつき、当事者が信義に従い誠実に民事訴訟を追行しなければならない責務を負うこと（民訴法2条）に留意した上で、次回期日までに自己責任において主張立証を検討すること。」（第3回口頭弁論調書3頁）

第1 本準備書面において主張を補充する事項

まず、前提として、原告らのこれまでの主張に照らして、また、証拠の偏在の観点から、被告において主張・立証を補充することが必要と考えられる事項について述べる。

1 本件における原告らの主張

第3回口頭弁論期日における裁判所の発言に照らせば、上記事項について被告に対して主張・立証の検討が求められたのは、主に次の二つの観点によるものということになる。すなわち、一点目は、裁判所による争点摘示の中で言及された

裁判例（最三判平成22年6月29日集民234号159頁）が、結論を導く要素の一つとして行政法規の規制への適合性を挙げたことを踏まえ、本件においても同様に行政法規の規制への適合性が認められるかという観点である。また、二点目は、仙台PSからの排出物質による人体への影響が不明であることにより、原告らの「平穏に日常生活を送るという人格権」が侵害されるといえるかという観点である。

しかしながら、上記に關係する原告らの主張を見ても、裁判所の指摘する上記裁判例を念頭に置いた主張が展開されているわけではない。また、仙台PSからの排出物質として、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）、煤塵、硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）、オゾン（O₃）及びオキシダント（O_x）、並びに、水銀が挙げられ、それぞれに係る公害防止協定の基準や環境基準等の基準に言及されているものの、いずれの物質についても、これらの基準を下回っている旨の主張こそあれ、これらの基準を超過するという主張はどこにも見られない。すなわち、原告自身、仙台PSからの排出物質について、自らの挙げる公害防止協定の基準や環境基準等の基準を超える値が測定されなかつた旨を主張している。さらに、仙台PSからの排出物質による人体への影響が不明であることによって原告らの「平穏に日常生活を送るという人格権」が侵害されるなどという主張も、一切なされていない。

したがって、これまでの原告らの主張を前提とする限り、被告としては、現時点で特段の反論反証を行わなければならない必要性を見出すことができない状況にある。

また、身体的人格権の侵害の有無の判断との関係でも、原告らが、自らの挙げる公害防止協定の基準や環境基準等の基準を超過するという主張をしているわけでもない中では、直接・間接を問わず、原告らが何らかの有意な立証を行っていると評すべき状況にもないことから、被告において間接反証の必要が生じているわけでもない。

2 証拠の偏在（「環境基準」と「排出基準」の差異）

第3回口頭弁論調書によれば、裁判所は、被告に対して、仙台P.Sからの各物質の排出量が「環境基準又は排出基準その他の行政法規の規制に反するものではな」いことを主張するに当たって、仙台P.Sからの排出物質の量を明らかにするよう求めており、その前提として、「証拠が被告に偏在している」と明言している。しかしながら、「環境基準」と「排出基準」では、その意味するところは大きく異なっており（答弁書・脚注1（4頁））、このうち「環境基準」への適合性を論ずるに当たっては、証拠の偏在を認める余地はないことを本件の審理に当たり念頭に置く必要がある。

すなわち、「環境基準」とは、環境基本法16条に基づき、「大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」（同条1項）として、政府が定めた行政上の努力目標である¹。これは、対象となる物質の排出源における測定値ではなく、むしろ一般公衆の通常生活する地点（任意の地点）における測定値に適用される基準であり、「工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない」ものとされている（乙6）。この点において、個々の事業場に設置される施設の排出口から大気中に排出される汚染物質の量や濃度の許容限度について定めた「排出基準」（大気汚染防止法3条）とは大きく概念を異にしている。すなわち、環境基準を超過するか否かという観点では、基本的に被告にしか足を踏み入れられない仙台P.Sの敷地内の施設における測定値が問題となるわけではない。また、一般公衆の通常

¹ なお、この環境基準は、「人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものである。」と説明されている（乙5）。したがって、仮にこれを超過していたとしても、直ちに人の健康等に悪影響が生じるおそれがあるという性質のものではない。

生活する地点における大気等の測定は、後述するように、都道府県や市町村等の地方自治体をはじめとする行政機関によっても行われており、その測定結果はウェブサイト等に公表されているから、誰でもこれを入手することができる。したがって、その測定結果へのアクセスの有無及び難易において、原告らと被告の間に何らの差異もないことは明らかである。

したがって、「環境基準」に適合するか否かを論ずるに当たって、証拠が被告に偏在していると認める余地はない。

3 主張を補充する事項

以上に述べたとおり、そもそも、これまでの原告らの主張の内容に照らせば、被告において、現時点での何らかの主張・立証を補充する必要性は乏しいといわざるを得ない。また、特に、環境基準との関係では、何ら証拠の偏在は認められない以上、その必要性は欠如しているといわざるを得ない。

他方で、頭書のとおり、裁判所から明示的に検討を求められたことを踏まえ、被告は、仙台P Sから排出される各物質の量や濃度について、公害防止協定の基準及び排出基準への適合性という観点から、現時点で可能な範囲で主張・立証を補充することとする。

第2 仙台P Sからの排出物質の量及び濃度

1 大気汚染防止法及び公害防止協定に基づく測定の結果

被告は、仙台P Sの稼働に関し、宮城県や仙台市をはじめとする周辺の地方公共団体との間で公害防止協定を締結しており（乙7）、そこでは、大気汚染を防止する観点から、所定の基準を遵守することが定められている（4条1項）。公害防

止協定の定める基準は、大気汚染防止法上の排出基準と同様、仙台P.S.から排出される物質の量や濃度に係る基準であり、排出物質の測定は、仙台P.S.のばい煙処理設備出口において行っている。また、公害防止協定の基準の対象物質は、排出基準の対象物質とも重複しているが、いずれの物質についても、公害防止協定の基準の方が、排出基準よりも厳格なものとなっている。

また、被告は、大気汚染防止法16条及び公害防止協定14条に従い、所定の環境負荷項目等について測定を行い、記録した上で、その結果を毎月公表している（乙8の1～8）²。例えば、現在公表されている最も新しい測定結果は平成30年5月のものであり、大気に係る測定結果の内容は以下のとおりである。

測定項目	大気汚染防止法 排出基準値	協定値	測定値
硫黄酸化物排出量	m ³ /h	97.4	38.8
窒素酸化物排出濃度	cm ³ /m ³	250	100
ばいじん排出濃度	g/m ³	0.1	0.05

このように、いずれの物質についても、公害防止協定の基準や排出基準を大きく下回る測定結果となっており、被告がこれらの基準を遵守していることは明らかである。なお、このことは、平成30年5月に限らず、仙台P.S.の稼働開始以来、いずれの月についても同様である（乙8の1～8）。

2 その他の物質について

（1）原告らが言及する物質のうち、水銀については、平成30年4月1日に施行

² ただし、ウェブサイト上に掲載されているのは、最新の2か月分のみである。

された改正大気汚染防止法において、新たに排出規制が設けられ、排出基準も定められるに至った。そこで、被告は、水銀についても、ばい煙処理設備出口における測定を実施しており、その結果がまとまり次第、これを裁判所に提出する予定である。

(2) また、浮遊粒子状物質（SPM）及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、発生源とは関係なく、環境中の存在形態によって分類されるものであり、大気汚染防止法上、独自の規制対象とはされていないほか、公害防止協定（乙7）においても特に基準は定められていない⁹。そのため、被告は、これらの物質についてではばい煙処理設備出口における測定を実施していない。

他方で、前述のとおり、大気等の測定は行政機関によっても行われている。具体的には、仙台PSの敷地外の大気に含まれる上記各物質の測定結果としては、宮城県が多賀城市及び七ヶ浜町において、仙台市が仙台港周辺及び蒲生干潟近辺において、それぞれ実施したものがある（乙9の1～5及び乙10の1～20）。なお、浮遊粒子状物質（SPM）や微小粒子状物質（PM_{2.5}）だけでなく、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、光化学オキシダント等も測定され、その結果が掲載されている。

これらの測定結果を踏まえた上で、宮城県の環境生活部長は、宮城県議会の環境生活農林水産委員会において、「県としての測定に関することですが、定点で測定する場所がないので、現時点では移動測定車を用いて、営業開始前からシーズンごとにはかっております。（中略）我々としては、シーズンごとにしっかりと測定をして、操業前の状況と変化があるのかどうか、それは見定めていくことにしておりまして、現在のところ、これまで長年観測してきた季節変動

⁹ これに対し、煤塵は、工場や事業場における物の燃焼等に伴って生じるものと指すこととされており（大気汚染防止法2条1項2号）、大気汚染防止法上の排出規制の対象となっている。また、公害防止協定においても基準が定められている。

等を見ても、その範囲内におさまっている状況でございます。住民の方々や委員の方々は御心配になっているかとは思いますが、現状では科学的に、それから制度的に見れば、基本的には他の事業者に比しても、大気を汚すような形での操業は行われていないと認識しております。」と答弁している（乙11）⁴。

また、仙台市のウェブサイトには、「PM2.5や水銀等の数値は環境基準を下回っていました。石炭火力発電所の稼動前と比較しても通常の変動の範囲内で推移しております。」との記載が見られる（乙10の13）。

以上

⁴ また、同人は、併せて、公害防止協定に基づく被告による測定結果に関しても、「現在、営業運転を開始しましたが、排気等については、全てその協定で結んだ値よりも相当低い値での排出になってございまして、これは基本的に事業者が事業を行う上で、仙台湾なり仙台市周辺の大気環境を守る上では、特に問題のない排出値ではないかと考えております。」と答弁している（乙11）。